

工事説明会における質疑・ご意見と回答

No.	質疑・ご意見	回答
第1回（令和5年3月24日）		
1	樹木に関して、1年以上いろいろな意見を伝え、対応していただいたことに感謝している。引き続き、工事に伴い支障となる樹木を最小限にしてほしい。特に、八丁通り、事務所敷地と東側樹林地の間の園路（以下「砂利道」という。）の支障となる樹木を現状案より減らしてほしい。	支障となる樹木を最小限とするようこれまでも見直しを行ってきたところです。砂利道にある樹木につきましては、現時点ではお示ししたとおりですが、新庁舎建築工事を施工する段階で改めて検討することになると考えております。
2	建物が大きくなるせいで樹木がなくなるような計画に見える。スウェーデンで樹木の位置に合わせて建物を建てている事例を見たことがある。今回も樹木のない位置に建物を建てれば良いのではないかと。クレーンの設置場所を工夫できないか。	新しい庁舎は現在の建物と比べて延床面積が大きくなるのは事実です。建物の規模は、都の基準や類似の事例に基づき、職員数や業務内容に応じて、必要な面積を積み上げて算定したものであり、当事務所が機能するために必要最小限のものと考えております。また、周辺環境を考慮し、建物の高さを抑えるために現在と同じ2階建ての計画としており、建築面積も大きくなっております。事務所の機能を維持しながら建替えを行うためには事務所の敷地一杯に工事区域を確保する必要があり、どうしても支障となる樹木が生じます。
3	地下室を設ければ建物の高さや建築面積の拡大を抑えながら延床面積を確保できるので、支障となる樹木を減らせるのではないかと。	ご指摘についてはそのとおりです。ですが、コストを含めた事業の合理性の点から、現在の計画で最善を尽くすことが妥当と考えております。
4	支障となる樹木は移植できないのか。	移植については樹木の専門家にも確認し、移植が可能なものについては、既に移植を進めております。移植に際しては、移植に耐えられるか、移植後しっかり育つかどうかを確認しながら行っておりますが、一般的に大きな樹木の移植は困難です。
5	東側の樹林地には貴重な野草があり、それを保全していきたい。樹林地と園路を区切る現在の擬木柵は撤去されるのか。仮囲いの工事の際にまだ芽が出ていない植物に影響が出ないか心配だ。	工事期間中は擬木柵を撤去する予定ですが、仮囲いの支柱は樹林地の外側に設置し、樹林地を踏み荒らすような作業はありません。仮囲いの設置の際は、作業員にしっかりと注意喚起を行います。 ※説明会後に改めて検討を行い、砂利道沿いの擬木柵は残置することとしました。
6	樹木の撤去の順番を教えてください。	吉祥寺通り沿いの樹木1本と、工事車両の進入路となる部分の樹木は早い段階で撤去する予定です。
7	今回の工事は4年という長い期間がかかる。どこか別の場所に仮庁舎を建設して移転すれば工事期間を短縮できるし、樹木の伐採本数も少なくできると考えるが、比較はしたのか。	4年間にわたり近隣の皆さまにご迷惑をおかけすることについては大変心苦しいのですが、当事務所は井の頭恩賜公園の管理事務所としての役割もありますので、別の場所に仮庁舎を設けることはできません。引き続き近隣の皆さまへの配慮を行いながら進めてまいります。
第2回（令和5年3月26日）		
8	建物の配置を工夫することで支障となる樹木を減らすことができるのではないかと。例えば、建物を1mでも南にずらせば八丁通り沿いの樹木は残せるのではないかと。	事務所の機能を維持しながら建替えを行うためには事務所の敷地一杯に工事区域を確保する必要があり、どうしても支障となる樹木が生じます。建物の配置についても検討を行いました。これ以上南に配置することは困難です。
9	建物内のレイアウトを工夫して面積を小さくすることはできなかったのか。	新しい庁舎は現在の建物と比べて延床面積が大きくなるのは事実です。建物の規模は、都の基準や類似の事例に基づき、職員数や業務内容に応じて、必要な面積を積み上げて算定したものであり、当事務所が機能するために必要最小限のものと考えております。
10	昨年（令和4年2月）に支障となる樹木の本数を公表した後、どのような検討をしてきたのか。	工事車両の進入路や建物の配管経路を見直して支障となる樹木を減らす検討を行いました。
11	事務所北側の仮設駐車場が砂利道にかかっているが、なぜこの配置なのか。	現在の駐車場が工事エリアとなるため、その間駐車場を設けられる場所が北側しかなかったためです。また車両が転回するスペースも必要なことから、この配置となっております。 ※説明会後に改めて検討を行い、仮設駐車場の配置を見直しました。

12	砂利道は近隣住民にとって生活道路なので、今回の解体工事期間だけでも通行できるよう検討して欲しい。工事車両の通行頻度が少ないのであれば、誘導員を増やせば住民の通行が可能ではないか。	工事車両の出入り口部分は一部鉄板敷となることが想定されます。段差が生じること、雨の日は滑ることなどから、通行される方の安全確保の観点から通行路の確保は難しいと考えておりますが、検討いたします。 ※説明会後に改めて検討しましたが、安全性の観点から砂利道は閉鎖させていただきます。
13	「第二次主要施設10か年維持更新計画」では「環境負荷の低減」を掲げている。この考え方に則り、支障となる樹木を減らす必要があるのではないか。	支障となる樹木を最小限とするようこれまでも見直しを行ってまいりました。現時点ではお示ししたとおりですが、新庁舎建築工事を施工する段階で改めて検討することになると考えております。
14	植栽樹木に関するアンケートについては、記載できる樹種の制約が無いが、植えられないものがあらかじめ決まっているのであれば、その木の種類を明確に示す必要があるのではないか。	ご指摘のとおり、ご要望いただいたものをすべて採用できるわけではありませんが、このアンケートはまずは皆様のご要望を伺うことを目的としております。最終的には、ご要望や樹木の特性を踏まえて植栽する樹木を決めていきたいと考えております。
15	街中での敷地が狭い場所でも建替え工事ができるのに、今回の敷地ではなぜ工事区域を確保するために支障となる樹木が生じるのか。	ご指摘の街中での工事では、狭い敷地にタワークレーンなどを設置したり、道路上にクレーンを設置していることが考えられます。当該工事でもタワークレーンを設置して工事を実施することは可能ですが、タワークレーンの設置や解体も考慮すると結局現在の計画と同様のスペースが必要となります。 公共事業であることから、コストを含めた事業の合理性を検討した結果、現計画が妥当であると判断しております。
16	他の場所に仮庁舎を建てて工事期間中は移転すれば工期も短くなり、予算も安くなるのではないか。	当事務所には約70名の職員がおり、その規模の仮庁舎を用意するためには多くの費用が生じます。現在の計画は、仮設事務所の建設・撤去が不要であるため、経済的であると判断しております。
17	事務所北側の仮設駐車場は砂利道にかかるのか。また、園路と樹林地を区切る擬木柵は撤去されるのか。	現計画では砂利道の上に仮設駐車場を配置していますが、配置を再検討します。また擬木柵は撤去の予定ですが、近隣の皆様のご要望を受け、外構計画とあわせて再検討します。 ※説明会後に改めて検討を行い仮設駐車場の配置を見直しました。また砂利道沿いの擬木柵は残置することとしました。
18	24日の説明会で仮設事務所の配置を検討すると説明があったが、配置が変われば支障となる樹木も減るのか。	仮設事務所設置場所の樹木は、仮設事務所の設置によって支障となるだけでなく、現庁舎の北側に設ける仮設駐車場の設置工事の工事車両動線と重なる可能性があるため、樹木を残したまま工事車両動線を確保できるかを検討します。 ※説明会後に改めて検討を行い今回解体工事で支障となる高木は4本減少しました。